

テレワークシステムの導入にかかる考え方について

区におけるテレワークシステムの本格的な導入にかかる端末等の調達に向けた、これまでの検討状況や導入に関する考え方について、以下のとおり報告する。

1 目的

テレワークシステムの導入は、職員の移動時間の削減、仕事と育児・介護等の両立など多様な働き方の実現を図ることを目的とするものである。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大などの状況下においては、在宅での勤務が可能となるよう職場環境により近い労働環境を整えることで、職場に出勤する職員数を抑制しつつ、区の行政機能を維持し、行政サービスを安定的に提供することが期待される。

2 テレワークシステムを利用した勤務の需要

令和3年7月に、全庁に対して「テレワークシステム及びWeb会議システムの利用需要調査」を行った。この結果、テレワークシステムを利用した業務の実施について全庁的に多くの需要があることを確認した。

(1) 在宅勤務時にテレワークシステムで行うことを想定している業務の例

- ア 予算・決算資料、会議資料、企画書、議事録、調査回答等の作成
- イ 起案立案や決裁業務などの内部事務の執行
- ウ Web会議システムを利用した内部会議や事業者との打ち合わせ
- エ eラーニングや動画視聴等による研修参加 等

(2) テレワークシステムの利用希望

テレワークシステムの利用の希望が全103所属(すこやか福祉センター等を含む)のうち46所属からあり、テレワーク用端末の配備希望数が計237、Web会議の主権についての希望が35所属からあった。

3 テレワークシステムの導入について

(1) テレワークシステムの導入に向けた制度等の整備

導入するテレワークシステムは、地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）が提供している「自治体テレワークシステム for LGWAN（以下、「自治体テレワークシステム」という。）」を予定している。

これまで庁内情報ネットワーク端末を転用し、すでに貸与されている自治体テレワークシステムのアカウント、無償で利用可能なチャットシステム等を活用した試行を行ってきた。その結果、自治体テレワークシステムの仕組みに合わせた運用方法を検討する必要性や自治体テレワークシステムを使った在宅勤務を行う際の区の制度整備の必要性などが判明した。今後は、試行の範囲を拡大するなどさらに知見を深め、全庁での導入に向けた体制や制度等の整備に受けた検討を引き続き行う。

ア 機器や運用管理について

多くの職員が機器等を適切に利用できるようにするため、これまでの試行や検討において確認をした課題について検討し、機器の調達及び運用ルールや環境等の整備を行う。

(ア) テレワーク用端末の調達について

テレワークシステムを利用するための端末が必要となるが、庁内情報ネットワーク端末の在庫に余剰がないことから、新たに調達する必要がある。また、庁内の需要に応じた柔軟な運用を可能とするため、購入にて調達する。

(イ) テレワーク用端末の仕様について

- ・現在の庁内情報ネットワーク端末は自席に据え置きで利用することを想定して調達を行ったものであり、持ち運びに適さないため軽量化等を図る必要がある。
- ・Web会議を行うためのカメラやマイクが搭載されていないため、搭載した端末の調達をする必要がある。

(ウ) 運用管理について

自治体テレワークシステムは庁内情報ネットワーク端末の遠隔操作によりテレワークを実現する仕組みであることから、運用管理の効率化を図るため、操作する端末と操作される端末の2台1セットで調達する必要がある。

(エ) コミュニケーションツール（チャットシステム）について

在宅勤務時においても、職員間でリアルタイムに円滑なコミュニケーションをとる必要があることからチャットシステムを導入する必要がある。

(オ) 操作ログの取得と保存について

不正行為の防止及び紛失時の対応等のため、出力されるログを一定期間保存し、事後においても参照可能な状態にしておく必要がある。

イ 在宅勤務を行う際の制度整備について

今後、在宅勤務の本格実施に向けて、在宅勤務の時間単位や勤務地、超過勤務、通勤手当等の取扱について、整理する必要がある。

(2) 区役所新庁舎整備を踏まえた段階的導入

J-LISから提供される自治体テレワークシステムの同時利用数上限が140であることや、区役所新庁舎におけるユニファイド・コミュニケーションの導入等が現時点では未確定であることを踏まえ、テレワークシステムを段階的に導入する。当初の導入にあたっては、在宅勤務による業務執行を見込む所属にテレワーク用端末を各1セット配備することとし、管理用端末等を含めた50セット（計100台）を調達して全庁へ展開をする。あわせてチャットシステムの導入を行う。

今後は、自治体テレワークシステムの運用方針の決定、今回導入する自治体テレワークシステムの利用状況、区役所新庁舎におけるネットワーク環境等を踏まえ、導入規模の拡大について引き続き検討を行う。

(3) テレワークシステムの導入当初に見込む概算経費（単位：千円）

テレワーク用端末を2台1セットで50セット調達し、在宅勤務を実施する各所属へ設置する。テレワーク用端末にはセキュリティソフトやオフィスソフト、管理用システムを搭載するとともに、チャットシステムの構築及びログ取得、管理サーバを構築する。

（単位：千円）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	合計
導入経費	24,000						
運用経費	1,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
合計	25,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	45,000

※上記金額は現時点での試算による

4 今後の予定

導入の時期については、自治体テレワークシステムの令和4年度以降の運用方針（システムの本格稼働時期、利用料が発生するか等）について、自治体テレワークシステムの運用元であるJ-LISから現時点で示されておらず、後年度にかかる区の費用負担を見込むことができないため、引き続き情報収集に努め今後設定する。